

阿南市工場立地法地域準則条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された工場立地に関する準則（平成10年大蔵省・厚生省・農林水産省・通商産業省・運輸省告示第1号。以下「法準則」という。）に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法及び法準則で使用する用語の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域の区分及び設定区域並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域の区分	設定区域	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設 の面積の敷地面積 に対する割合
第1種 区域	都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号の第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域及び商業地域	100分の20以上	100分の25以上
第2種 区域	都市計画法第8条第1項第1号の準工業地域	100分の10以上	100分の15以上

		上	上
第 3 種 区域	都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号の工業地域及び工業専用地 域	1 0 0 分 の 5 以上	1 0 0 分 の 1 0 以 上
第 4 種 区域	第 1 種区域、第 2 種区域及び 第 3 種区域以外の区域	1 0 0 分 の 5 以上	1 0 0 分 の 1 0 以 上

(重複する緑地の面積の敷地面積に対する割合)

第 4 条 工場立地法施行規則 (昭和 4 9 年大蔵省・厚生省・農
林省・通商産業省・運輸省令第 1 号。以下「規則」という。

) 第 4 条に規定する緑地以外の主務省令で定める環境施設以
外の施設又は同条第 1 号トに掲げる施設と重複する土地及び
規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設については、敷
地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の 1 0 0 分の 5 0 の割
合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に導入する
ことができない。

(敷地が 2 以上の区域にわたる場合の適用)

第 5 条 特定工場の敷地が第 3 条に規定する区域及びそれ以外
の区域のうち、2 以上の区域にわたる場合における同条の規
定の適用については、当該敷地のそれぞれの区域に存する部
分の面積の敷地面積に対する割合 (以下「敷地割合」という。
) につき、同条に規定する区域の敷地割合が最も高いときは
当該敷地割合が最も高い区域に係る同条の表の規定を当該特
定工場の敷地の全部に適用し、同条に規定する区域以外の区
域の敷地割合が最も高いときは同表の規定を当該特定工場の
敷地の全部に適用しない。

(本市に隣接する地方公共団体の長との協議)

第 6 条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域
にわたる場合におけるこの条例の規定の運用については、市

長が当該地方公共団体の長と協議してこれを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日までに設置され又は設置のための工事が開始された工場等（以下「既存工場等」という。）において、生産施設の面積の変更（生産施設の面積の減少を除く。以下同じ。）が行われるときの、第3条の規定に適合する緑地及び環境施設の面積の算定は、附則別表に掲げる式によって行うものとする。

附則別表（附則第2項関係）

1 既存工場等が、法準則別表第1の上欄に掲げる1の業種に属する場合

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第1種区域	$G \geq P / \gamma (0.2 - G_0 / S)$ 。ただし、 $P / \gamma (0.2 - G_0 / S) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、 $0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq P / \gamma (0.25 - E_0 / S)$ 。ただし、 $P / \gamma (0.25 - E_0 / S) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、 $0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第2種区域	$G \geq P / \gamma (0.1 - G_0 / S)$ 。ただし、 $P / \gamma (0.1 - G_0 / S) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S -$	$E \geq P / \gamma (0.15 - E_0 / S)$ 。ただし、 $P / \gamma (0.15 - E_0 / S) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S$

	$G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$-E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3種区域及び第4種区域	$G \geq P / \gamma (0.05 - G_0 / S)$ 。ただし、 $P / \gamma (0.05 - G_0 / S) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq P / \gamma (0.1 - E_0 / S)$ 。ただし、 $P / \gamma (0.1 - E_0 / S) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

2 既存工場等が、法準則別表第1の上欄に掲げる2以上の業種に属する場合

既存工場等が存する区域	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する緑地の面積	当該生産施設の面積の変更に伴い設置する環境施設の面積
第1種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - G_0 / S)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.2 - G_0 / S) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.2S - G_1$ とし、$0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.25 - E_0 / S)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.25 - E_0 / S) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.25S - E_1$ とし、$0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>
第2種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - G_0 / S)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - G_0 / S) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、$0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。</p>	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - E_0 / S)$ <p>ただし、$\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.15 - E_0 / S) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、$0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。</p>

	$(0.1 - G_0 / S) > 0.1S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.1S - G_1$ とし、 $0.1S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$(0.15 - E_0 / S) > 0.15S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.15S - E_1$ とし、 $0.15S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。
第3種区域及び第4種区域	$G \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - G_0 / S)$ 。 ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.05 - G_0 / S) > 0.05S - G_1 > 0$ のときは $G \geq 0.05S - G_1$ とし、 $0.05S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。	$E \geq \sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - E_0 / S)$ 。 ただし、 $\sum_{j=1}^n (P_j / \gamma_j) (0.1 - E_0 / S) > 0.1S - E_1 > 0$ のときは $E \geq 0.1S - E_1$ とし、 $0.1S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

備考 この表の式における記号は、それぞれ次の数値を表すものとする。

G 当該変更に伴い設置する緑地の面積

P 当該変更に係る生産施設的面積

γ 当該既存工場等が属する法準則別表第1の上欄に掲げる業種についての同表の下欄に掲げる割合

G_0 当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積

S 当該既存工場等の敷地面積

G_1 当該変更に係る届出前に設置されている緑地の面積の合計

E 当該変更に伴い設置する環境施設の面積

E₀ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。以下同じ。）の面積の合計のうち、昭和49年6月29日以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積

E₁ 当該変更に係る届出前に設置されている環境施設の面積の合計

n 当該既存工場等が属する業種の個数

P_j 当該変更に係る j 業種に属する生産施設の面積

γ_j j 業種についての法準則別表第1の下欄に掲げる割合

附 則（平成28年12月22日条例第49号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。